

特記仕様書（車両系機械地拵）

作業種	適用林小班	仕様		
		筋置		
		植幅	置幅	
新植車両系 機械地拵	2015 い	4m	3m	

※植幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離（斜距離）に直した距離とする。

※植幅、置幅は使用する車両系木材伐出機械等のアームが届く範囲とし、必要に応じて監督職員と協議して変更する。

特記仕様書（車両系機械地拵）

1 末木枝条の処理

（1）作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。

（2）植幅・置幅は、標準図（車両系機械地拵）のとおりとし、等高線に向かって平行方向に整理することを基本とする。

（3）末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね50mに1箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。

（4）植幅内の車両系の走行は1回程度とし複数回の走行は極力避ける。

（5）地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。

2 伐根の処理

車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。

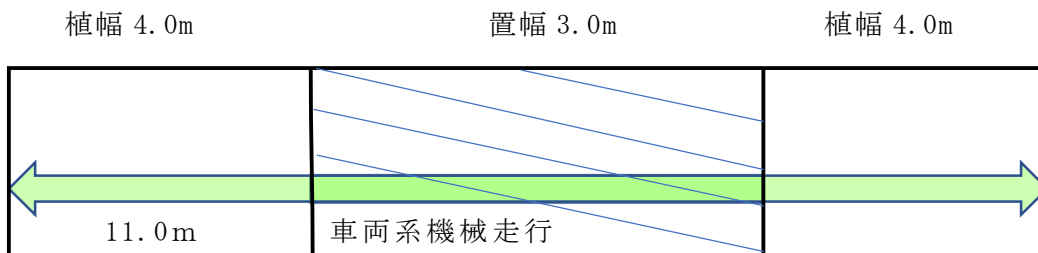
3 天然の有用稚幼樹の処置

天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除きすべて保残する。

4 功程調査協力

国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

標準図（車両系機械地拵） 2015 い



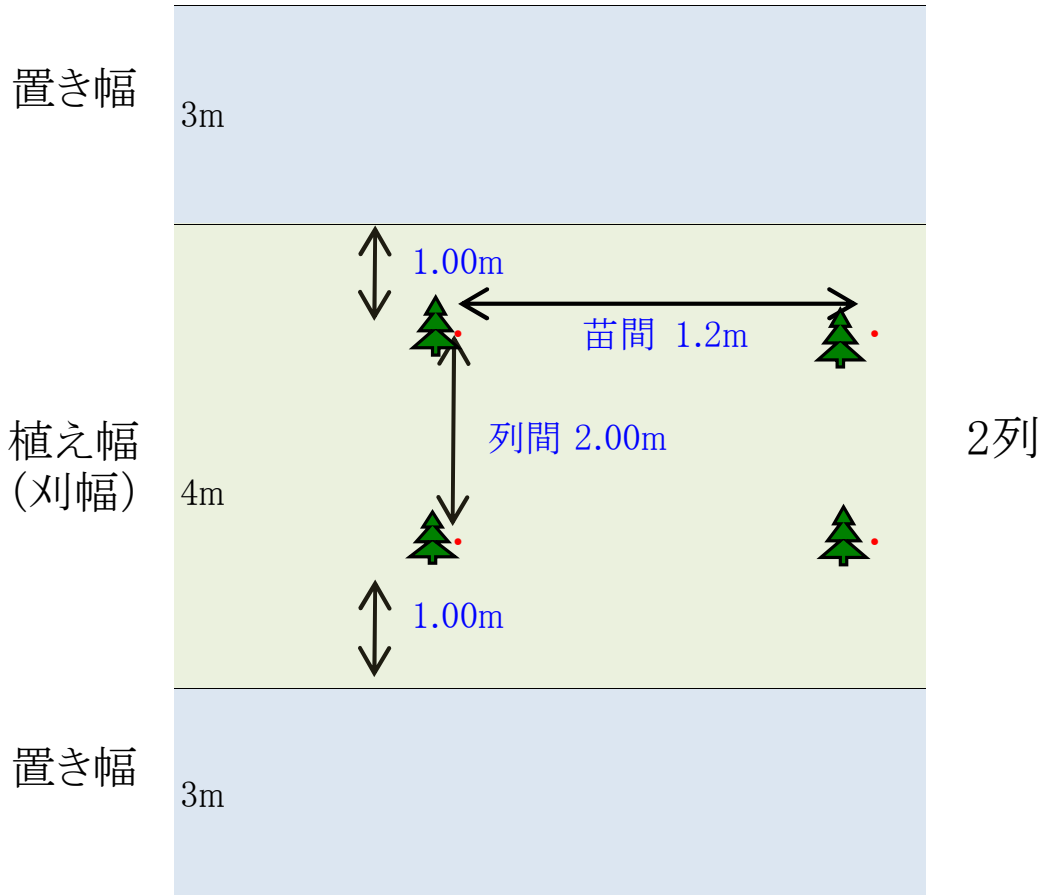
別紙

特 記 仕 様 書

作 業 種	林 小 班	作 業 仕 様
新植植付	共通	苗間、列間については別紙標準図のとおり。
	共通	苗木の規格は「カラマツコンテナ苗中 地上長25cm上」とする。
	共通	植栽方法については、監督職員の指示によるものとする。

植付標準間隔図

2015い林小班



植付本数 2400本/ha

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植地拵・植付	令和6年7月10日	部分完了届
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	

注1：作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2：契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。